

芦屋市ホームページ広告掲載取扱要領

芦屋市ホームページ広告掲載取扱要領（平成16年7月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、芦屋市有料広告の取扱いに関する要綱（平成20年芦屋市要綱）（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、市がインターネット上に公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第2条 ホームページに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）は、市の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、要綱第3条及び芦屋市広告掲載の取扱基準（平成20年芦屋市基準）の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 広告主市の指名停止処分を受けているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか市のホームページに掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの

（広告の規格及び掲載位置）

第3条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 天地60ピクセル
- (2) 左右100ピクセル
- (3) 4キロバイト以内
- (4) GIF形式

2 広告の掲載位置は、広報を担当する課の課長が決定する。

（掲載料金）

第4条 広告の掲載料金は、1枠当たり月額15,000円とする。

（広告の掲載期間）

第5条 広告掲載期間は、1月単位とする。

2 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(掲載申込)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、芦屋市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号。第8条において「申込書」という。)に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

2 同一申込者が申し込める広告は、1月につき1枠限りとする。

(掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、毎年2月に次年度分の広告を芦屋市ホームページ及び広報あしやにより行うものとする。

2 年度途中で掲載枠に空きが生じた場合は、当該年度分の広告を随時募集するものとする。

(掲載決定等)

第8条 市長は、第6条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、芦屋市ホームページ広告掲載許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 広告掲載可否の決定は、要綱第5条に規定する順位によるものとし、申込者が多数の場合は、先着順とする。

3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(掲載料金の納入)

第9条 申込者は、前条の規定による掲載決定後、7日以内に市の発行する納付書により広告掲載料金を納入するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告原稿は、市が指定する方法により申込者の負担で作成し、市が指定する期日までにフロッピーディスクにより提出するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。